

令和七年第二十一回  
世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年十二月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に御報告申し上げます。令和七年第四回世田谷区議会定例会の十一月二十八日の本会議におきまして、私の教育委員会教育長の再任について区議会の御同意をいただき、その後、保坂区長より正式に教育長として任命されました。任期は十二月一日より三か年となります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

また、鈴木委員が本日十二月九日をもちまして任期満了により退任されることに伴い、十二月五日の区議会本会議での同意を得て、区長より膳場美帆さんが新たに教育委員に任命されました。鈴木委員には、後ほど御挨拶をいただきたいと思っております。

それでは、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案二件と事務局からの報告が九件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第七十一号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第七十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第七十一号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本規則改正は、妊娠、出産等について申出をした職員に対する意向確認等に係る措置について定めるとともに、妊娠初期休暇と育児時間の拡充に伴う規定の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては、三点ございます。一点目でございます。五ページを御覧ください。規則第十九条におきまして、「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、休暇取得期間を「妊娠初期」から「妊娠期間中」に、また、一回の妊娠について合計七日以内での承認や、複数回の申請を可能にするなど、取得要件等を拡充するものでございます。

二点目でございますが、その下にございます規則第二十二條第一項、第二項に定める育児時間の拡充になります。育児時間の対象となる子につきまして、「生後一年六か月に達しない子」に改め、また、承認単位について、一日三回まで、一回の育児時間は三十分または三十分を十五の倍数を加えた時間を単位として、一日を通じて一時間三十分を超えない範囲内で承認できるものとし、ます。

三点目が六ページ以降でございます。妊娠、出産等についての申出をした職員に対して知らせる制度または措置について、第三十條の八から第三十條の十に定めるものとなります。

施行日につきましては、令和八年一月一日となりますが、附則第二項から第四項までの規定においては公布の日から施行するものとします。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第七十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、議事の都合により、次第の3、報告事項(4)及び(5)を先に一括で聴取しますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、報告事項(4)及び(5)の聴取に入ります。

(4)教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）、(5)教育長臨時代理の報告（幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則）、本二件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 それでは、教育長臨時代理の報告（区議会提出議案の意見聴取）及び教育長臨時代理の報告（幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則）について御報告いたします。

初めに、報告(4)、区議会提出議案の意見聴取に関する資料一ページを御覧ください。

特別区人事委員会より、令和七年度の給与等について、特別区内の民間企業従業員の給与水準と均衡させるため、給与月額及び期末手当、勤勉手当の年間支給月数を引き上げる勧告がございました。

勧告内容につきましては、2、特別区人事委員会勧告の主な内容を御覧ください。この勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正を行う必要が生じました。また、勧告に基づくものではございませんが、常勤職員との均衡を確保するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び教育長につきましても、特別職報酬等審議会の審議を踏まえて条例の一部改正を行う必要が生じました。

条例改正につきましては、地域教育行政の組織及び運営に関する法律第二十

九条に基づき、あらかじめ区長から教育委員会に対して意見聴取を行う必要があり、このたび、これに対する回答を速やかに処理する必要があるが、回答期限までに意見聴取に必要な体制を整えた上で教育委員会を招集するいとまがございませんでしたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により十一月二十五日付で回答いたしましたので、御報告いたします。

改正内容につきましては、3、主な改正内容に記載のとおりでございます。

続きまして、報告(5)、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正に関する資料一ページを御覧ください。

ただいま御報告いたしました意見聴取に対する回答を行った各条例につきましては、十一月二十八日に開催された区議会第四回定例会において可決されました。このうち、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例可決に伴い、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正を行う必要が生じました。

規則改正につきましては、教育委員会の決定が必要となりますが、こちらにつきましても速やかな改正が必要でございましたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により十一月二十八日付で決定いたしましたので、御報告いたします。

改正内容につきましては、2、改正内容に記載のとおりでございます。なお、規則の一部改正は十一月二十八日付で公布をしております。この公布に当たるとる書面につきましても、臨時代理として教育長がいたしましたことを併せて御報告いたします。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、次第の2、議事に戻り、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第七十二号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第七十二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、私より、議案第七十二号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本規則案は、先ほど教育長臨時代理の報告でありましたとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が十一月二十八日に区議会第四回定例会におきまして可決されたことに伴いまして、一部改正が必要となるため、提案するものでございます。

改正内容についてですが、九ページを御覧ください。こちらの別表第三は、職員を昇格させた場合の給料表の号給を定めたものでございますが、給料表の改正が条例改正により行われたことにより、この昇格時対応号給表について併せて改正を行います。改正箇所は一一ページ以降の号給となります。

施行日につきましては公布の日としており、令和七年四月一日に遡って適用となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第七十二号について採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和七年第四回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 口頭での説明で恐縮ですが、令和七年第四回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和七年第四回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、「令和七年度一般会計補正予算案（第四次）（教育委員会事務局所管分）」から「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例」まで八件ございましたが、十一月二十八日及び十二月五日の本会議で可決されました。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和七年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質疑につい

て、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和七年第三回区議会定例会及び決算特別委員会における質疑について御報告いたします。

一ページの「1、議会日程」を御覧ください。初めに、令和七年第三回区議会定例会ですが、代表質問は九月十六日から十七日に、一般質問は十七日から十八日にかけて行われました。

次に、令和七年決算特別委員会の日程について申し上げます。総括質疑が九月三十日に、文教委員会所管質疑が十月九日に、そして、補充質疑が十月十四日にそれぞれ行われました。全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能となります。

決算特別委員会の質問、答弁は十二月下旬の閲覧開始予定でございます。

参考までに、第三回区議会定例会（代表・一般）における教育（文教）領域の主な質問・答弁の要旨を二ページから五ページの別紙にまとめてございますので、後ほど御高覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3)国登録有形文化財（建造物）の登録について、本件に関して、平原生涯学習課長より説明をお願いします。

○平原生涯学習課長 私から、国登録有形文化財（建造物）の登録について御報告いたします。

1、主旨でございます。令和七年十一月二十一日に開催されました国の文化

審議会・文化財分科会におきまして、成城四丁目にごきます榎尾俊雄発明記念館（旧榎尾家住宅主屋）につきまして、国の文化財登録原簿に登録するよう答申がありましたので、報告するものでございます。今後、官報告示をもって正式に登録となる運びでございます。

なお、区内におきまして文化財登録原簿に登録されている建造物は、今回、新たに登録される一件を含め、二十九件となります。

2、登録される建造物の概要でございます。(1)名称、榎尾俊雄発明記念館（旧榎尾家住宅主屋）でございます。

(2)所在地ですが、成城四丁目十九番十号になります。

(3)登録基準でございますが、二、造形の規範となっているものです。

(4)構造、形式及び大きさですが、鉄筋コンクリート造、二階建て、建築面積二百六十五平米でございます。

(5)建築年は、昭和四十七年でございます。

(6)特徴です。カシオ計算機（株）の創業者の一人である発明家、榎尾俊雄の居宅として国分寺崖線の上に建築されました。設計は、吉阪隆正の下で学び国士舘大学教授であった滝沢健児でございます。主屋は切り妻造りの銅板葺、外壁はモルタル吹きつけで一部は窯変タイル貼りです。屋根は凸状に湾曲させ起り付けとし、先端を正、背面とも大きく張り出す軽快な意匠が特徴でございます。屋根に独自の作風を示す滝沢の秀作でございます。

現在は、榎尾俊雄の発明の軌跡を展示する記念館としまして、予約制により一般公開されております。また、国分寺崖線を貫く主屋南側の庭園は成城四丁目発明の杜市民緑地として通年公開されております。

次のページを御覧ください。3、当該建造物画像につきましては、記載のとおりでございます。

また、4、案内図につきましても記載のとおりでございます。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)令和八年度区立中学生海外派遣事業の公募について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 令和八年度区立中学生海外派遣事業の公募について御報告いたします。

まず、1、主旨としましては、このたび令和八年度に姉妹都市等へ派遣する生徒の公募を開始することから、御報告するものでございます。

2、公募の概要でございます。(1)海外派遣の都市、時期、日数、人数等については記載のとおりです。今回より新たにアメリカ・オレゴン州ポートランド市が加わっております。なお、オーストリア以外の都市ではホームステイを行う予定でございます。

(2)選考方法につきましては、今回より派遣対象を全て中学二年生といたしますので、募集は区立中学校第一学年に在籍する生徒を対象とし、第一次選考の作文及び第二次選考の面接を実施した上で決定いたします。

(3)その他の①派遣後の成果の報告方法、②引率教員の選定方法については、記載のとおりでございます。

3、公募日程についてでございます。これまで派遣生徒の所属校においては、派遣対象となる生徒への授業や行事等への配慮等が必要となり、また、ビザ申請に当たっては半年程度かかる例があるため、三月中旬に内定者を確定しております。また、内定者の確定に当たっては、募集期間が一月、申込み

情報の整合、作文の審査で一か月、その後、面接審査を行うため、三か月を要するということと十二月中旬に公募を開始してまいりました。本年においても諸条件に変わりがないため、十二月中旬、今年は十二月十九日から募集を開始したいと考えております。また、本事業の実施は、本事業に係る令和八年度予算の配当を条件とし、四月からの実施が確定していると受け取られるような内容とならないように十分注意して実施してまいります。

4、今後のスケジュールにつきましては、十二月中旬に区のホームページ並びにすぐる及び学校を通じた生徒への公募周知を行い、令和八年二月に第一次選考、三月に第二次選考と派遣内定者の決定を行う予定でございます。

なお、5、その他でございますが、小学生の海外派遣は令和七年度で終了とするため、公募は行いません。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)学校徴収金事務の負担軽減に向けた取組みの実施状況及び全校実施について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、私より、学校徴収金事務の負担軽減に向けた取組みの実施状況及び全校実施について御報告をさせていただきます。

まず、1の主旨です。今年三月に策定した学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プランでは、学校徴収金事務の負担軽減を緊急対策プランの一つに位置づけ、今年度、先行実施する学校における導入効果の検証結果を踏まえて、令和八年度以降、全校で実施するとしております。そこ

で、本年度の実施状況及び評価、これらを踏まえた今後の取組み、また、次年度に向け、保護者への御案内や口座登録など、四月からの開始に向けた準備を進めていく必要がありますので、御報告をさせていただきます。

2、令和七年度実施状況です。今年度は、昨年、プロポーザルにより選定した集金サービス、(1)にある学校モール、こちらの運用を、(2)にございます小学校八校、中学校三校、計十一校で先行実施しております。

そのサービスの概要ですが、(3)にあるとおり、クラウド上のアプリを活用し、学校、保護者、教材等事業者が、それぞれ必要な登録や確認を行うもので、保護者からの徴収は口座引き落としを基本とし、運営事業者が集金、振込、督促まで担っております。口座引き落としは年三回を原則としており、令和七年度の予算額は七百七十五万円となっております。

続いて、3、令和七年度実施における意見です。先行実施校十一校の教職員にアンケートを実施し、六十四件の意見を集約いたしました。その結果、(2)の①のとおり、現金の取扱いや会計報告、教材等事業者への支払い、保護者への督促といった業務が大幅に削減され、時間的、精神的な負担が軽減されたという効果が確認されました。一方で、②にございますとおり、最初に保護者が学校を経由して用紙による口座登録を行う煩雑さや操作画面の改善、移動教室等の集金との連動、従来の手法からの変更に伴う戸惑いなどの課題が指摘されました。なお、③にございますとおり、保護者からは口座引き落とし以外にも銀行振込やその都度払いが選択できることなどから、この間、不便とのご意見は見受けられませんでした。

これらの意見等を踏まえまして、4の教育委員会としての評価と次年度の改善点でございます。①にございますとおり、年度途中に画面構成の改善を行ったほか、この間の運営事業者との調整により、令和八年度からはウェブによる口座登録が可能となります。これにより、登録時の煩雑さや書類不備の軽減、

また、学校を経由しなくてよくなることから、教職員、保護者双方の負担軽減につながる判断いたしました。

また、②のとおり、今年度作成したマニュアルについても意見を基に再構成し、より学校現場に即した内容とすることにより、いただいた御意見に対応してまいります。一方、③ですが、移動教室等の集金との連動については引き続き検討を進めますが、徴収金事務全体への影響は限定的と考えております。

これらを踏まえまして、教育委員会といたしましては、④にありますとおり、令和八年度から九十一校全ての学校に導入したいと考えております。

概算経費は約四千六百万円を見込んでおります。

続きまして、5の令和八年度に向けた事前準備についてです。今年度は、3の(2)、②にあるとおり、口座登録の手続を紙で行っており、煩雑なものとなつてしまいました。そこで運営事業者と調整した結果、来年早々からウェブ登録も可能であることが確認できたことから、次年度からはウェブ登録を基本とすることといたしました。これにより紙による登録数は大幅に少なくなります。用紙により登録する方も一定程度いらっしゃることから、資料の図にもございますとおり、運営事業者への第一回目の支払い期日である六月下旬に口座引き落としを行うためには、不備対応期間等を考慮し、保護者への御案内を二月の第二週から行うことといたしました。

本件は、区議会における予算議決前の保護者への周知となりますので、説明及び登録の際には、四月からの実施が確定していると受け取られるような内容とならないよう十分注意して実施してまいります。なお、今年度に関しては在校生の登録が必要であり、四月前からの登録が必要となりますが、次年度以降は新一年生の登録を毎年行っていくこととなり、件数からしても四月以降で大丈夫であることを確認しております。

続いて、6、PTA会費の徴収についてです。PTAの方からは、PTA会

費の徴収に学校モジュールを利用できないかとの御意見をいただいておりますが、運営事業者のシステムが改修されることから、教材費等とPTA会費の処理が完全に分離可能となりました。これにより各PTAの判断で学校モジュールを活用し、PTA会費の集金等を行うことが可能となりますので、今後、PTAに対して周知を進めてまいります。

最後に、7、今後の予定につきましては記載のとおりでございます。

私からの説明は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)令和七年度全国学力・学習状況調査の結果について、本件に関して、柄澤事業推進担当課長より説明をお願いします。

○柄澤事業推進担当課長 今年度、四月に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、九月に速報値を報告させていただいたところですが、このたび結果を分析しましたので、報告いたします。

1、主旨については記載のとおりでございます。

2、調査結果については、別紙、令和七年度全国学力・学習状況調査の結果分析報告書のとおりでございます。

3、結果の概要について、三点説明いたします。一点目は教科について、二点目は質問紙について、三点目は教科の結果と質問紙のクロス集計についてでございます。

(1)、まず教科について説明いたします。資料右上、五から八ページを御覧ください。右上、五、六ページには、小学校六年生の国語、算数、理科の結果

を、右上、七、八ページには中学校三年生の国語、数学、理科の結果を記載しております。小学校の各教科と中学校の国語、数学については、正答数分布グラフ、観点別、問題形式別の平均正答率を、区、都、国と比較して載せております。

右上、八ページを御覧ください。中学校の理科については、IRT、項目反応理論に基づき算出したスコアが使用されています。このスコアは五百が基準となるように設定されており、五百を上回っていれば全国平均以上、下回っていれば全国平均以下とお考えください。また、生徒個人にはスコアを五段階に区切ったバンドによつて結果が通知されております。バンドは三を基準とし、五が最も高いバンドとなります。中学校理科のIRTバンド分布比較のグラフを御覧ください。五段階のバンド分布の状況ですが、世田谷区はバンド一、二が都、国と比較して少なく、三、四の割合が高くなっております。国語、算数、数学、理科の各教科の学習、学力状況を総括いたしますと、小学校、中学校ともに区平均正答率、スコアは都、国を上回っており、良好であると言えます。

次に、質問紙について説明いたします。右上、九ページを御覧ください。キャリア教育に関する視点では、キャリア教育を推進する上で重要である四つの観点のデータを掲載しました。調査した集団は違いますが、令和五年度から令和七年度までの回答を比較できるようにしております。「人間関係形成能力・社会形成能力」に関わる項目の(8)「人が困っているときは、進んで助けていますか」と、「自己理解・自己管理能力」に関わる項目の(6)「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」を御覧ください。この二つの質問の回答からは、あてはまる、どちらかといえばあてはまるの肯定的な回答をした児童・生徒の割合が上昇していることが分かります。また、他の二つの質問も上昇の傾向が見られます。令和四年度から区内全校で推進しているキ

ヤリア教育が実践されたことにより、全体的な傾向としては、子どもの肯定的な意識の変容に成果を上げていると捉えております。

右上、一〇ページを御覧ください。「せたがや探究的な学び」に関する視点では、せたがや探究的な学びを構成する四つのプロセス、振り返り、課題把握、課題解決、協働に関係したデータを掲載いたしました。「課題を見出し把握している」に関わる項目の(40)「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」を御覧ください。この質問の回答からは、小学校において肯定的な回答をした児童の割合が上昇傾向であることが読み取れます。また、「協働して学んでいる」に関わる項目の(35)学級の友達〔生徒〕との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていますか」を御覧ください。この質問の回答からは、中学校において肯定的な回答をした生徒の割合が上昇傾向であることが読み取れます。

せたがや探究的な学びに関する視点の四つの回答を令和五年度から三年間の変化を読み取ると、全体的に肯定的な回答が僅かながら上昇傾向であることが分かります。この傾向は令和四年度から区内全校で推進しているせたがや探究的な学びが各校で実践されたことによる成果が表れていると考えており、探究的な学びが定着しつつあると捉えております。

右上、一一ページから一三ページ、「非認知能力」に関する視点では、非認知能力の育てたい力の自己肯定感、コミュニケーション力、主体性、自己管理能力、感情制御能力の五観点に関係したデータを掲載しました。なお、OEC Dでは、非認知能力に値する力を社会情動的スキルと呼んでおり、本報告書でもOEC Dの考え方を踏まえております。

右上、一一ページ、「自己肯定感」に関わる項目の(5)「自分には、よいところがあると思いますか」を御覧ください。令和五年度から今年度までの三年

間で小・中学校ともに肯定的な回答をした児童・生徒の割合が上昇しております。また、「コミュニケーション力」に関わる項目の(14)「友達関係に満足していますか」を御覧ください。この質問の回答からも、小・中学校ともに肯定的な回答をした児童・生徒の割合が上昇傾向であることが読み取れます。

非認知能力に関する視点について、他の回答も含め、全体的に見ますと、年によって多少の変動はあるものの、三年間の経年比較では肯定的な回答の割合が徐々に上昇している傾向であることが分かります。

質問紙調査に関しては、キャリア教育、せたがや探究的な学び、非認知能力の視点から分析しましたが、全体として、児童・生徒が主体的に学びに向かい、協働、共感して学習することに肯定的な回答の割合が上昇している傾向であるとと言えます。

三点目の教科の結果と質問紙のクロス集計について説明します。右上、一四ページから一六ページまでは、今年度の調査から質問紙の1、あてはまる、2、どちらかといえばあてはまる、3、どちらかといえばあてはまらない、4、あてはまらないの回答ごとに抽出した児童・生徒の国語と算数、数学の平均正答率をクロス集計し、表とグラフに表しております。

右上、一四ページを御覧ください。自己肯定感に関わる項目(15)「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」を御覧ください。このクロス集計から、4、まったくないと回答した児童・生徒の平均正答率が他の回答と比べて大きく下がっております。このデータから、否定的な意識を強く持つことと、平均正答率の低下に関連があることが読み取れます。同ページの「コミュニケーション力」に関わる項目、(31)、小学五年、中学一、二年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたかを御覧ください。このデータからは、肯定的な回答をした児童・生徒ほど教科

の平均正答率が高くなる傾向が見られます。

右上、一五ページの「主体性」に関わる項目、(32)、小学校五年、中学一、二年生までに受けた授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいましたかを御覧ください。このデータからは肯定的な回答をした児童・生徒の平均正答率が高い傾向が見られ、主体性の高さと教科の平均正答率の関係が読み取れます。

同ページの「自己管理能力」に関わる項目、(2)「自己管理能力」に関わる項目、(2)「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」を御覧ください。ここからも3、あまりしていない、4、まったくしていないと回答した児童・生徒の平均正答率が低い傾向が見られ、自己管理能力と教科の関係が読み取れます。

右上、一六ページの「感情抑制能力」に関わる項目、(13)「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思えますか」を御覧ください。このデータからは、肯定的な回答をした児童・生徒ほど教科の平均正答率が高くなる傾向が見られます。

これらのクロス集計結果の分析から、全体としては肯定的な回答をした児童・生徒ほど教科の平均正答率が高くなる傾向、また、否定的な意識を強く持つと平均正答率が低くなる傾向を読み取ることができ、非認知能力と認知能力については相関関係があると考えております。

資料の右上、一ページにお戻りください。4、今後の取組みについてでございます。(1)教育委員会は、本報告書を各学校へ示し、自校の児童・生徒の状況と比較し、今後の指導方法の改善、充実に生かすよう指導してまいります。

(2)幼稚園、こども園、小学校、中学校それぞれの校園種において、幼児期からの学びの連続性による非認知能力を育成することで認知能力が向上するとの仮説を引き続き検証してまいります。

5、スケジュールですが、令和七年十二月に本報告書を各学校に送付いたします。

報告は以上となります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(9)その他の連絡事項等に移ります。

それでは、ここで、本日をもって教育委員を退任されます鈴木委員より御挨拶をいただければと思います。

鈴木委員には、令和三年十二月十日より本日までの四年間、区の教育行政の発展に多大なる御尽力をいただきました。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 在任中は皆様の温かい御支援を賜り、心よりお礼を申し上げます。

私が教育委員になりました四年前はコロナ禍の真ただ中で、学校、保護者、地域、行政が一丸となって世田谷の子どもたちの学びを止めぬよう、あらゆる手段で創意工夫を進めておりました。そのおかげで世田谷の教育は守られてきたと思います。また、GIGAスクール構想の前倒しも相まって、教育現場のIT化は目覚ましく進み、現時点でAI教育という新しい学びの形へと日々進化しております。

そのような中、令和五年には世田谷区教育大綱、令和六年には新たに教育振興基本計画が策定され、来年には新たな学びの多様化学校である北沢学園の開校を控えております。このような様々な教育行政に保護者の目線で意見を述べ

る機会をいただけましたことは、私にとって貴重な経験となりました。

そして、小・中学校の地域運営学校を支える新たな体制についての取組みについては、この先、恐らく日本は小さく、強く、自立した共同体の連合国家へと変容していくのではないかと考えておりますので、再び小さなコミュニティ、つながりの見直しが行われていくと思います。このような地域の体制づくりが必要になっていくことと思います。ぜひよい方向に行きますよう、そのように願っております。また、私、教育委員としては最後まで関わることはできませんでしたが、地域の一員として何かお手伝いができればと考えております。

これから教育の世界はAIとともに加速度をつけて変化していくことになり、AIは優秀な学習パートナーとなっていくと思います。そのとき人が身につけておくべき力とは、答えのない問いを問い続ける能力と、具体的な生きたエピソード、物語から得る知性であると考えております。世田谷の教育行政において未来を見据えた世田谷モデルを構築していけますよう、また、先駆けであることを希望し、期待しております。今後は、これまでの経験を生かし、世田谷の子どもたち、保護者、地域に寄り添い、微力ながらお手伝いをしてまいりますと存じます。

最後に、皆様の末永き弥栄を心よりお祈り申し上げ、私からの退任の挨拶といたします。四年間、ありがとうございました。（拍手）

○知久教育長 鈴木委員、四年間、誠にありがとうございました。引き続きの御活躍を期待いたしております。

その他はございませんでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は資料配付が四件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は、十二月二十三日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第二十一回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十分閉会